

韓国農林畜産食品部プレス（2019年7月9日18時32分付け）

アフリカの豚コレラ（ASF）発生国を訪問する養豚関係者の民・官合同管理の強化

～大韓・韓豚協会 ASF 発生国の旅行者申告所の運営、検疫本部が防疫規則遵守の有無を確認～

URL:

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbWFmcmEIMkY2OCUyRjMyMDkzNCUyRmFydGNsVmIldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVTdHIIM0QIMjZiYnNpcGVuV3JkU2VxJTNEJTI2cmdzQmduZGVTdHIIM0QIMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4IM0QIMjZyb3cIM0QxMCUyNmIzVmIld01pbmUIMORmYWxzZSUyNnBhZ2UIM0QxJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D>

【主要内容】

推進の背景：アフリカ豚コレラ（ASF）の流入を防止するため、アフリカ豚コレラ発生国を訪問した養豚関係者の防疫管理が必要

管理方法：大韓・韓豚協会所属会員を対象に発生国訪問の自制要請と防疫規則について教育・広報。農林畜産検疫本部は発生国旅行者に対する防疫規則遵守の有無を指導・点検

<大韓・韓豚協会>

（発生国旅行者申告所運営）大韓・韓豚協会各支部（120か所）において所属会員を対象に、毎日、アフリカ豚コレラ発生国の旅行者※情報を収集し、訪問者を対象に防疫規則の教育※養豚農場主と同居家族、養豚関連従事者

韓豚協会所属会員に対し、やむを得ない場合（結婚など）を除いて、中国、ベトナムなど発生国の訪問を自制するよう継続的な広報を並行実施

<農林畜産検疫本部>

（推進内容）発生国を訪問した養豚関係者を対象に点検実施

※国境検疫システム養豚関係者、海外出入国の事実確認

（点検班）農林畜産検疫本部・家畜疾病防疫センター（10か所）

（点検方法）現場訪問などを通じ防疫規則履行の有無について点検

※5日以上の農場立入禁止、消毒などの防疫規則遵守の有無に対して指導・点検

農林畜産食品部（長官：イ・ゲホ、以下「農食品部」）は、アフリカ豚コレラ（ASF）の国内流入を防ぐために、中国、ベトナムなどのアフリカ豚コレラ発生国を訪問した養豚関係者の防疫管理を強化する。

<アフリカ豚コレラの海外の発生状況>

2018年8月に中国で発生（2018.8.3）以降、モンゴル（2019.1.15）、ベトナム（2.19）、北

朝鮮（5.23）などの周辺国で継続的に発生（2019.7.5. OIE 発生報告基準）

※ 中国 149 件（香港 2 件を含む）、モンゴル 11 件、ベトナム 4,419 件、カンボジア 8 件、北朝鮮 1 件、ラオス 7 件

今回の措置は、これまでの間、養豚農家のアフリカ豚コレラ発生国訪問禁止決議大会（2019 年 4 月、大韓・韓豚協会）等により管理をしていたが、いくつかの養豚関係者の発生国訪問が続いており、より徹底した管理レベルでとった処置である。

農食品部は、より実効性のある防疫管理のために、すべての養豚農場の自発的な参加を誘導することが重要であるため、大韓・韓豚協会とともに民官合同で防疫管理を推進する。

大韓・韓豚協会は所属会員にアフリカ豚コレラ発生国訪問を自制するように誘導するとともに 7 月 1 日から「発生国の旅行者申告所」を運営して、やむを得ず訪問が必要な農場に対しては申告を行うように協会が直接防疫規則教育などの管理をする。

農家がやむを得ず発生国を訪問する場合、大韓・韓豚協会各支部（120 か所）に発生国旅行者（スケジュール、帰国日）の情報を申告し、各支部は、中央会の「発生国の旅行者申告所」に報告し、中央会は、旅行者のための予防行動規則を教育（個別案内）する。

※発生国の養豚農場訪問及び家畜への接触禁止、海外畜産物の持ち込み禁止（持ち込み時の過怠料最大 1 千万ウォン賦課）、出国時に検疫本部に申告して帰国時の消毒などの衛生管理事項など

農林畜産検疫本部は、アフリカ豚コレラ発生国を訪問した養豚関係者を対象に帰国後 5 日以上の農場立入禁止、消毒などの防疫規則履行の有無を点検し、防疫規則の教育（参考 1）を実施する。

※ 国境検疫システムを通じて養豚関係者 ASF 発生国の出入国歴が確認されると同時にただちに点検を実施

今後、より迅速な点検と教育が行われるように国家動物防疫統合システム（KAHIS）において発生した国を訪問した養豚関係者の出入国履歴を照会できるようにシステムを開発・補完（検疫本部、7 月中開発計画）して自治体、アフリカ豚コレラ担当官に養豚関係者の発生国訪問の情報を確認・点検できるようにする計画である。

あわせて農食品部関係者はアフリカ豚コレラの国内流入を防ぐために養豚関係者に対し「発生国訪問を自制するが、やむを得ず訪問が必要な場合、出発前に畜産関係者に出国申告（検疫本部）と大韓・韓豚協会の『発生国旅行者申告所』に申告すること」及び「帰国後、徹底した消毒と飼育家畜を毎日観察し、異常がある場合に直ちに防疫機関に申告すること」

を要請した。

(参考1) 農林畜産検疫本部の発生国訪問者チェックリスト

「ASF 予防」のための訪問防疫教育

帰国後遵守事項

1. 口蹄疫・アフリカ豚コレラの発生国を旅行した場合、帰国後、他の畜産農場、家畜市場などの訪問は禁止する。

特に海外で畜産関連施設を訪問したり、生きた豚（野生イノシシを含む）との接触があった場合、必ず国内防疫規則を遵守

2. 海外畜産物を農場に搬入していない。

牛肉、豚肉、鶏肉、卵、アヒルの卵、ハム、ソーセージ、ビーフジャーキー、チーズなど

3. 海外旅行中、着ていた服などは、直ちに洗濯してシャワーなどの個人衛生管理を徹底する。

4. 帰国後5日間の畜舎出入りや豚との接触を最大限禁止（自制）する。

農場出入り（訪問）時の遵守事項

1. 他の農場の訪問を禁止して用務はなるべく電話とする。

2. 家族・友人などに会うときには農場の外で会うようにする。

3. 外出時には、外出専用衣服や靴を着用する。

4. 帰宅後、直ちに手と靴を洗浄・消毒して、入浴する。

5. 農場周辺をきれいに清掃し、作業服は2～3日ごとに必ず洗濯する。

6. 家畜の飼料を食べる量が少なかったり、普段とは異なる奇妙な行動（歩行障害、流涎など）をする場合は、速やかに防疫当局（地方自治体及び防疫本部）に知らせる。

7. 消毒薬剤は希釈倍率など薬剤の使用遵守事項を必ず守って使用する。

その他の事項

1. 最近の家畜伝染病（口蹄疫・アフリカ豚熱病）発生国の現状

※「農林畜産検疫本部のホームページ→畜産関係者出国申告→家畜伝染病発生国」において確認

2. その他防疫関連情報（海外動向及び記事等）

3. アフリカ豚コレラの病気の特徴と臨床症状の教育（リーフレット活用など）